

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述のうち、用語の定義として、電波法（第2条）及び無線局運用規則（第2条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「モールス無線電信」とは、電波を利用して、モールス符号を送り、又は受ける無線通信をいう。
- 3 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A-2 総務大臣は、無線局の予備免許を受けた者が、指定された工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしなかったときは、どうしなければならないか。電波法（第11条）の規定に適合するものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 工事落成の期限の延長の申請をするよう命じなければならない。
- 2 無線局の免許を拒否しなければならない。
- 3 予備免許を取り消し、再度免許の申請をするよう指示しなければならない。
- 4 速やかに工事落成の届出をするよう命じなければならない。

A-3 次の記述は、無線局の再免許の申請について述べたものである。無線局免許手続規則（第16条の2及び第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 再免許の申請がアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下同じ。）に関するものであるときは、無線局免許手続規則第16条（再免許の申請）第1項の規定にかかわらず、再免許申請書に添える書類に代えて再免許申請書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 免許の番号
- (2) 識別信号
- (3)
- (4) 希望する免許の有効期間
- (5) 申請の際における無線局事項書及び工事設計書の内容

② 再免許の申請は、アマチュア局にあっては免許の有効期間満了前 において行わなければならない。

A

- 1 無線設備の設置場所
- 2 無線設備の設置場所
- 3 免許の年月日及び有効期間満了の期日
- 4 免許の年月日及び有効期間満了の期日

B

- 1 1箇月以上1年を超えない期間
- 2 3箇月以上6箇月を超えない期間
- 3 3箇月以上6箇月を超えない期間
- 4 1箇月以上1年を超えない期間

A-4 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人がとるべき措置等に関する記述として、電波法（第18条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者の検査を受け、その工事が結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、その工事が結果が許可の内容に適合していることを証する書面を総務大臣に提出した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 3 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、その工事が結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、その工事を完了したときは、試験電波を発射し、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないことを確認した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

A-5 用語の定義として、電波法施行規則（第2条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「空中線電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。
- 2 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
- 3 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約10分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。
- 4 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。

A-6 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の 型式の 記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A2A	振幅変調であって両側波帯	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	電信であって聴覚受信を目的とするもの
2	D3C	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	ファクシミリ
3	F8W	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）
4	G1D	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであつて変調のための副搬送波を使用しないもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令

A-7 次の記述は、送信装置の変調について述べたものである。無線設備規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信装置は、 A によって搬送波を変調する場合には、変調波の尖頭値において（±） B を超えない範囲に維持されるものでなければならない。
- ② アマチュア局の送信装置は、 C 。

	A	B	C
1	音声	100パーセント	異なる変調方式を組み合わせる機能を有してはならない
2	音声その他の周波数	80パーセント	異なる変調方式を組み合わせる機能を有してはならない
3	音声	80パーセント	通信に秘匿性を与える機能を有してはならない
4	音声その他の周波数	100パーセント	通信に秘匿性を与える機能を有してはならない

A-8 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の空中線系には A を、また、カウンターポイズには B をそれぞれ設けなければならない。ただし、 C 周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

	A	B	C
1	整合器及び避雷器	避雷器	26.175MHzを超える
2	整合器及び避雷器	接地装置	26.175MHz以下の
3	避雷器又は接地装置	避雷器	26.175MHz以下の
4	避雷器又は接地装置	接地装置	26.175MHzを超える

A-9 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が A を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。
- ③ その他の条件として、受信設備は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。
 - (1) 内部雑音が小さいこと。
 - (2) 感度が十分であること。
 - (3) 選択度が適正であること。
 - (4) C が十分であること。

A	B	C
1 他の無線設備の機能に支障	4 ナノワット	了解度
2 他の無線設備の機能に支障	20 ミリワット	安定度
3 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	4 ナノワット	安定度
4 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	20 ミリワット	了解度

A-10 アマチュア無線局の運用に関する記述として、電波法（第53条及び第54条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を運用する場合には、呼出符号は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合には、空中線電力は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局を運用する場合には、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A-11 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の B ならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

A	B
1 他の無線局	妨害を与えない機能を有しなければ
2 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えない機能を有しなければ
3 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないように運用しなければ
4 他の無線局	妨害を与えないように運用しなければ

A-12 欧文によるモールス無線通信において使用する「送信の終了符号」を示す略符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 . - . - .
- 2 . - . . .
- 3 - . . . -
- 4 - . . . - . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-13 次の記述は、無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A 行われる無線通信を B してはならない。
 ② 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱い中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、 C に処する。

A	B	C
1 特定の相手方に対して	傍受	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2 総務省令で定める周波数を使用して	傍受	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 総務省令で定める周波数を使用して	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
4 特定の相手方に対して	傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A-14 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（注）の措置に関する記述として、無線局運用規則（第19条の2）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- 1 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、自局の発射しようとする電波の周波数を1分間聴守しなければならない。
- 2 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、擬似空中線回路を使用して自局の発射しようとする電波の周波数を測定しなければならない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、送信機を通常の動作状態に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 4 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

A-15 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は A 無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、 B に処する。
 ② ①の未遂罪は、罰する。

A	B
1 人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
2 人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
3 遭難通信、緊急通信若しくは安全通信を行う無線局の	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
4 遭難通信、緊急通信若しくは安全通信を行う無線局の	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金

A-16 「こちらの位置は、緯度・・・、経度・・・（又は他の表示による。）です。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 --- . - . - . - .
- 2 --- . - - -
- 3 --- . - -
- 4 --- . - . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

字句	モールス符号
1 MAURITANIA	-- .- .-. .-. .-. - .- -. .-. .-
2 NIGERIA	-. .-. --. . .-. .-. .-
3 TANZANIA	- .- -. ---. .- -. .-. .-
4 CAMEROON	-.-. .- -- . .-. --- --- -.

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-18 ZAYBXL37を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1	---. .-. -.- -.. -.- -.- .-. -.-
2	---. .- .- -.- -.- -.- -.- -.-
3	---. .- -.- -.- -.- .-. .-. -.-
4	.- -.- .-. -.- -.- -.- -.- -.-

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-19 アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していないと認める場合に総務大臣が講じる措置に関する記述として、電波法（第71条の5）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者を当該無線設備を使用する無線局に派遣し、当該無線設備を検査させることができる。
- 3 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、無線局の運用の停止を命じなければならない。
- 4 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更しなければならない。

A-20 次の記述は、無線局の免許人が総務大臣に対して行う報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
 - (1) A を行ったとき。
 - (2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- ② 総務大臣は、 B その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

A	B
1 非常通信又は電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信	混信の除去
2 非常通信又は電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信	無線通信の秩序の維持
3 非常通信	無線通信の秩序の維持
4 非常通信	混信の除去

A-21 アマチュア無線局の免許人が電波法等に違反した場合に総務大臣が行う処分に関する記述として、電波法（第76条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、免許人が電波法に違反したときは、期間を定めて無線局の周波数を制限することができる。
- 2 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、無線局の免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、免許人が電波法に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、期間を定めて無線局の空中線電力を制限することができる。

A-22 次の記述は、無線従事者の免許が与えられない場合について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の A 。

- (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し B に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から C を経過しない者
- (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から C を経過しない者
- (3) 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

A	B	C
1 免許を与えないことができる	懲役又は禁錮	1年
2 免許を与えてはならない	懲役又は禁錮	2年
3 免許を与えてはならない	罰金以上の刑	1年
4 免許を与えないことができる	罰金以上の刑	2年

A-23 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について A に報告する。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁が B に行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して C 。

A	B	C
1 その局の属する国の主管庁	この局を管轄する国の主管庁	必要な措置をとる
2 その局の属する国の主管庁	この違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に通報する
3 国際電気通信連合の事務総局長	この違反を行った局	必要な措置をとる
4 国際電気通信連合の事務総局長	この局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に通報する

A-24 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の A 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ② アマチュア局は、その伝送中 B 自局の呼出符号を伝送しなければならない。
- ③ 主管庁は、 C にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置をとることが奨励される。

A	B	C
1 技術特性に関する	短い間隔で	緊急時
2 技術特性に関する	30分を標準として	災害救助時
3 すべての	30分を標準として	緊急時
4 すべての	短い間隔で	災害救助時

B-1 アマチュア無線局の申請による周波数等の変更に関する記述として、電波法（第19条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、免許人が呼出符号の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- イ 総務大臣は、免許人が空中線電力の指定の変更を申請した場合において、電波の規整その他公益上必要があると認めるときは、その指定を変更しなければならない。
- ウ 総務大臣は、免許人が電波の型式、周波数及び空中線電力の指定の変更を申請した場合において、無線設備の変更を伴わないときは、その指定を変更しなければならない。
- エ 総務大臣は、免許人が電波の型式及び周波数の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- オ 総務大臣は、免許人が電波の型式及び周波数の指定の変更を申請した場合において、当該無線局が適合表示無線設備のみを使用するものであるときは、その指定を変更しなければならない。

B-2 一般通信方法における無線通信の原則として、無線局運用規則（第10条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線通信は、できる限り正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後に訂正しなければならない。
- イ 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- ウ 無線通信は、受信者が筆記できる程度の送信速度で行わなければならない。
- エ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- オ 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。

B-3 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア ISLAND - . - . - .
イ PENINSULA	.-.-. . - . . - - . . - . . -
ウ CONTINENT	.-.-. - - - - . - . . - . . - . -
エ GULF	.-.-. . - . . - . . . - .
オ OCEANIA	.-.-. - . - . . - . . . - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-4 電波の発射の停止の命令に関する記述として、電波法（第72条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- イ 総務大臣は、無線局が免許状に記載された周波数以外の周波数の電波を使用して運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- ウ 総務大臣は、無線局の発射する電波が重要無線通信に混信その他の妨害を与えていると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- エ 総務大臣は、無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- オ 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

B-5 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、 ア 許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 イ ことができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- ② 許可書を有する者は、 ウ に従い、 エ を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、 オ に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| 1 無線通信規則に従って発給する | 2 その属する国の法令に従って発給し、又は承認した |
| 3 設置し、又は運用する | 4 無線設備を所有する |
| 5 その属する国の法令 | 6 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定 |
| 7 電気通信の秘密 | 8 無線通信の規律 |
| 9 利害関係者 | 10 第三者 |

B-6 局の識別に関する記述として、無線通信規則（第19条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア アマチュア業務においては、可能な限り、識別信号は自動的に伝送するものとする。
- イ アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- ウ アマチュア局は、特別とりきめにより国際符字列に基づかない識別信号を持つことができる。
- エ 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。
- オ すべての伝送は、識別信号その他の手段によって識別され得るものでなければならない。しかしながら、技術の現状では、一部の無線方式（例えば、無線測位、無線中継システム及び宇宙通信システム）については、識別信号の伝送が必ずしも可能ではないことを認める。